

IB マルチカレンシー対応口座及び外国為替取引に関する書面

インタラクティブ・ブローカーズ証券株式会社

この書面には、マルチカレンシー対応口座及び外国為替取引を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、内容を十分ご理解の上、お取引いただきますようお願いいたします。なお、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

インタラクティブ・ブローカーズ証券株式会社（以下「IBSJ」）マルチカレンシー（多通貨）対応口座では、外国上場証券及び外国上場デリバティブを多数の外国通貨でお取引いただることができます。マルチカレンシー口座のベースカレンシー（基本通貨）は、日本円となります。また、この外国為替取引はスポット取引となります。

IBSJ では、IB プラットフォームより変換いただける商品の全ての通貨によるご入出金に対応しておらず、一部の通貨（以下「取扱い通貨」*）のみに対応しております。ご入出金頂けない通貨につきましては、取扱い通貨への交換が必要となります。通貨の交換につきましては、ご指示いただいた時点の IB プラットフォームにおける為替レートに手数料を加算した金額にて承ります。また、特定の通貨で発生した IBSJ に対する債務（例えば、金融商品取引の結果として生じるもの）を満たすために必要な外国為替取引を行うことがあります。
※取扱い通貨の種類につきましては、「よくあるご質問」にてご確認いただけます。

IBSJ のお客様に対する債務は以下のものとなります。

- (i) 日本円又は、
- (ii) 預かり金、又は別の通貨に変換された預かり金又は、
- (iii) 金融商品取引の結果発生した通貨等、これらの為替取引に関する情報は、カスタマーステートメントに記載されています。

一般的リスク：

外貨建てまたは外国市場で取引される証券、オプション、先物およびその他の金融商品の売買は本質的にリスクが高く、専門知識が必要となります。インタラクティブ・ブローカーズのマルチカレンシー対応口座のご利用に際し、お客様は、外国証券、オプション、先物および通貨の取引に伴うリスクを認識し理解していること、および当該リスクを負担するのに十分な資

金力を有していることが必要となります。

為替リスク :

外国通貨間の為替レートは、経済、政治、その他の様々な状況により急激に変化することがあり、お客様は、原金融商品の取引から生じる固有の損失リスクに加えて、為替レートの損失リスクにさらされることがあります。お客様がある通貨で資金を預け、異なる通貨建ての商品を取引する場合、お客様の原資産の損益は、通貨間の為替レートの変動により影響を受ける可能性があります。

通貨の変動 :

お客様がインタラクティブ・ブローカーズの提供する外国為替機能を利用して外貨を売買する場合、外国通貨と基準通貨との間の為替レートの変動により、お客様が外国通貨を基準通貨に戻す際の損失も含め、お客様に大きな損失を与える可能性があります。

お客様とインタラクティブ・ブローカーズとの間の外国為替取引について :

お客様がインタラクティブ・ブローカーズと外国為替取引を行う場合、インタラクティブ・ブローカーズはお客様の取引のカウンターパーティとして、インタラクティブ・ブローカーズの関連会社、インタラクティブ・ブローカーズのシステムに相場を入力する他の顧客、または第三者の銀行（インタラクティブ・ブローカーズの「フォレックス・プロバイダー」）と相殺取引を行うことにより当該取引が行われます。このような取引において、フォレックス・プロバイダーは、お客様またはインタラクティブ・ブローカーズに対するファイナンシャル・アドバイザーまたは受託者の立場ではなく、独立した契約上の取引において、インタラクティブ・ブローカーズの相殺取引の相手方になります。フォレックス・プロバイダーは、必要に応じ、お客様が入力した外貨取引に実質的なポジションを持ち、市場を形成し、又は類似若しくは経済的に関連する商品を売買する可能性があります。また、インタラクティブ・ブローカーズのフォレックス・プロバイダーは、インタラクティブ・ブローカーズとの外国為替取引に関連するヘッジ取引を含む自己勘定取引を行うことがあります。これにより、お客様が入力した外国為替取引のベースとなる市場価格またはその他の要因、ひいては当該取引の価値に悪影響を与える可能性があります。

手数料など諸費用について

外国為替取引を行うにあたっては、別紙「手数料ガイドライン」に記載の料率、額及び方法により取引手数料等をいただきます。

当社の概要

商号等	インターラクティブ・ブローカーズ証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第187号 農林水産省指令4新食第2087号 20221201商第7号
本店所在地	〒100-6025 東京都千代田区霞ヶ関三丁目2番5号 霞が関ビルディング25階
連絡先	03-4590-0707
加入協会	日本証券業協会、日本商品先物取引協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資本金	2,750,520 千円（令和7年10月現在）
主な事業	金融商品取引業、商品先物取引業
設立年月	平成18年8月

当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

住所： 〒100-6025
東京都千代田区霞ヶ関三丁目2番5号 霞ヶ関ビルディング25階
電話番号： 03-4588-9701
受付時間： 平日 9時00分～17時00分（土日祝・年末年始を除く）

金融ADR制度のご案内

金融ADR制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」を利用することができます。

住所： 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 第二証券会館
電話番号： 0120-64-5005
(FINMACは公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。)
受付時間： 月曜日～金曜日 9時00分～17時00分（祝日を除く）